

東日本大震災に伴う弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則の特例を定める規則（規則第四百十八号）中一部
改正

東日本大震災に伴う弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則の特例を定める規則（規則第四百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項から第五項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

第二条第三項から第五項までの改正規定は、令和二年十一月十八日から施行する。